

## 「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」

- 抜 粋 -

平成 17 年 2 月 2 日  
文 部 科 学 省  
原 子 力 安 全 課

### ・ 経緯

研究炉等安全規制検討会は、平成 16 年 8 月より、原子力の安全規制を巡る現状を踏まえクリアランス制度の導入等について検討を行い、11 月 22 日に検討結果を「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方(案)」として取りまとめた。

この報告書案について 11 月 27 日から 12 月 26 日までの間、文部科学省ホームページで意見募集を行い 20 件の意見を得た。また、12 月 6 日に東京において文部科学省主催によるシンポジウムを開催し(96 名参加)、11 件の意見を得た。

平成 17 年 1 月 14 日に研究炉等安全規制検討会を開催し、これらの意見を踏まえた報告書を取りまとめた。

### ・ 検討事項及び結果

#### 1 . 試験研究用原子炉施設等におけるクリアランス制度について

試験研究用原子炉施設等の廃止措置等に伴って発生する固体状物質について、規制を合理化するとともに、廃棄物を資源として再使用・再生利用することを可能とし、循環型社会の形成に資するためにクリアランス制度を導入する。

##### ( 1 ) クリアランスレベル検認における国の関与は 2 段階 ( 法律改正 )

原子炉設置者等が策定する「対象物の測定・判断方法」の認可制度の導入  
認可を受けた方法に基き原子炉設置者等が測定した記録の確認制度の導入

##### ( 2 ) 今後の課題

原子炉等規制法と放射線障害防止法の両方の規制がかかる施設に対するクリアランス制度の適用  
核燃料物質使用施設の廃止措置に対するクリアランスレベル検認方法 等

#### 2 . 試験研究用原子炉施設等における解体・廃止制度について

現行の「解体届」、「廃止届」及び「廃止に係る措置」を統合し、解体・廃止に対する国の関与を明確化する。また、施設の廃止措置の進捗に応じて、安全確保の観点から、核燃料物質等による災害の防止から、施設内に残存する放射性物質による放射線障害の防止に移っていくことを踏まえた合理的な規制とする。

